

宮崎市児童相談所のあり方検討委員会（第4回）

- 1 開催日時
令和6年2月16日（金） 17:00～19:10
- 2 開催場所
宮崎市役所本庁舎
- 3 出席者
(1)委員
安部委員、甲斐委員、増田委員、安田委員、柳田委員
(2)事務局（子ども未来部 子ども家庭支援課 児童相談所設置準備室）
永山副市長、富田部長、松木課長、日高室長、中森主幹、鬼束副室長、前田主査
- 4 事務局からの説明に対する委員からの主な意見

01 これまでのまとめ

【連携機能について】

【委員】

- ・ 今、説明があったところについて二点ほどお尋ねしたい。7ページの主な母子保健事業の「産後ケア事業」について、第2回の委員会の中で宮崎市が実施してる事業の実績についての資料があったが、その中にショートステイ型が含まれていなかった。これは、宮崎市としてまだ取り組んでいないということか。

【事務局回答】

- ・ ショートステイ型を始めたのが今年度からで、今年度12月までで17件の実績がある。デイサービス型やアウトリーチ型のように助産院にお願いをして実施している。

【委員】

- ・ 分かりました。
現在関わっている子育ての相談機関では、産後間もなく、初めて赤ちゃんを目の前にして、何をしたらいいか分からないという混乱から、子どもの養育に行き詰まり虐待に繋がっているという相談も多く受けている。
そういう時に、産後の母体の心身のケアとともに、子どもはこういうものだということを教える機会が必要と感じる。親族等の協力が得られない場合、初めて生まれた命をどう扱っていいか分か

らず、親子共々ボロボロになってしまうという事例も耳にする。虐待予防という視点で、とても大事だと考えているので、ぜひショートステイ型の拡充をお願いしたい。

それと、9ページの主な児童福祉事業の「子育て短期支援事業」も、国が新設または拡充を検討していく事業の中に入っている。その中で、「保護者が子どもと共に入所・利用可能とする」とあるが、これについても、養育に疲れたから子どもを一時的に預かるだけでは、保護者自身の精神的な疲弊など解決できない問題もある。安心して子どもと向き合えるという経験がとても大切な気がするので、拡充を検討していただきたいと思う。

【事務局回答】

- ・ 現在、ショートステイで多いのは、ちょっとした入院やレスパイトでの利用であり、子どもだけを預かっている。しかし、様々なニーズがあるということであれば、国の制度も踏まえ考えていきたい。

【委員】

- ・ 以前も話したが、「こんにちは赤ちゃん訪問事業」のような訪問事業、特に9ページの「養育支援訪問事業」や「安全確認訪問事業」この点について非常に重要だと感じている。子どもに関して悩みを抱えている保護者は、外との接触自体も消極的になる傾向があると感じている。その点について、子育て世帯訪問支援事業ということが今後進められていくと思うが、その場合に、緊急性・危険性によって対応方法を変えてはどうか。

以前、児童虐待ではないが、困り感の強い人ごとに5つくらいの区別を作り、訪問回数を決め、それを実践したうえで、それを2か月に1回、3か月に1回は見直すという工夫をしていた。

もう一つ、宮崎市の要保護児童対策地域協議会に中央児童相談所が参加していると思うが、年に何回開催しているのか。

【事務局回答】

- ・ 全ての構成団体に集まる代表者会議が年に1回、実務者会議を月に1回実施している。

【委員】

- ・ 代表者会議と実務者会議とケース会議の三つに分かれて行っていると思う。

以前、この協議会が発足した際に委員をしていたことがあるが、当時は年1回実務者会議が開かれていた。内容としては、一覧表に載っているケースについて「見守りです」という報告を聞くだけのものだった。その中で、危険性を感じるケースについても報告だけで終わることがあったと記憶している。

その後、変わっていたら申し訳ないが、できれば、年1回の実務者会議より、ケース会議に様々な機関、必要な機関をたくさん取り込んで、検討していくことも必要だと感じている。

【委員長】

- ・ 月1回行われている実務者会議はどんな様子なのか。

【事務局回答】

- ・ 以前はそうだったのかもしれないが、今は、中央児童相談所や警察などの関係機関や庁内の関係部署が全て集まり実施している。会議ではケースの説明をしたうえで、それぞれが持っている情報を基に、今後、どのように対応するかについて話し合っている。

【委員長】

- ・ 9ページの養育支援訪問事業について、宮崎市がどのように実施しているかわからないが、全国的な調査によると8割ぐらいが保健師の指導助言となっている。ただ、実際に求めているのは生活支援であることから、次年度から10ページに記載してある「子育て世帯訪問支援事業」と「養育支援訪問事業」に分かれている。今までの指導や助言については、養育支援訪問事業に残し、家事支援の部分の子育て世帯訪問支援事業が担っている。

国としても補助金を出しているので、宮崎市としても、児童相談所を設置する前から取り組んでいただきたい。

【委員】

- ・ 11ページの中で、赤書きになっている社会的養護関係施設について、現在は構成メンバーになっていないということだが、全国的には5年くらい前から、児童養護施設で約25%くらいが構成メンバーに入っている。乳児院についても10数%が入っている。その他の社会的養護関係施設については、大体3%~4%と10%にいかないくらいとなっている。

これからのことを考えると、施設も専門的知見を持って地域の中に入っていくという方向性だと思うので、地域の方たちに対して、専門家のノウハウを提供してもらうという意味でも要保護児童対策地域協議会の構成メンバーの中に入れていただきたい。

【委員長】

- ・ 4ページについて、前提としてこども家庭センターというのは全ての子どもと家族と妊婦が対象となっている。そのため、虐待の有無に関わらずすべての親子に対して支援をするところ。ただし、リスクが高くなると児童相談所に段々と寄っていく。ポピュレーションなのか、要支援なのか、要保護なのかを援助方針会議で決めていくので、ポピュレーションから要保護支援までを一体的に支援するという図を入れた方がいいと思う。その上で役割分担をしていくということだと思う。

もう一つ、12ページについて、これは初期対応の図で、その後、役割分担を行いながら支援を実施するということだが、ここでも、こども家庭センターが実施する支援と児童相談所が実施する支援とがある。定期的に、どちらが支援をした方がいいのか合同で判断する。初期対応の役割分担はこれでいいと思うが、継続支援においても、両方が一緒になっていることのメリットがあるということを入れたほうが良いと思った。

【社会的養護について】

【委員長】

- 宮崎市としては全く今までタッチしてなかった分野だが、児童相談所の設置前からできることがあるのではないかとと思う。
社会的養護自立支援拠点事業の事務所と予算措置が伴わなくても事前に交流しておいて、児童相談所が設置されたら、どんなことをするのかという計画を立てればよいと思うので、まずは、できるところから取り組んでいけばよいのではないかと。

【一時保護所の体制について】

【委員長】

- それ以外の職員というのは、心理担当職員や学習指導を担当する職員だと思っているが、給食（調理員）は入らないのか。

【事務局回答】

- 今のところのイメージでは、給食については、委託している自治体が多いので、そういったところを参考に検討したいと思う。

【委員長】

- 給食の職員は入らないということによいか。これ以外に、直接処遇という、直接子どもたちの支援に日常的に対応する人たちがこれぐらい必要だと思う。宮崎県中央児童相談所に比べるとかなり人数が多いと思う。

【委員】

- 中央児童相談所よりも職員体制が充実する形なので、頑張ってもらいたいと思っている。
質問だが、ユニットにある6人、6人、4人というのは、幼児と児童の男女を分けて、それぞれのユニットが6人、6人、4人ということによいか。

【事務局回答】

- 男児6人、女児6人、幼児4人ということ。

【委員】

- 中央児童相談所にいる時に、夜中に職員の具合が悪くなり、対応する職員がおらず、電話で緊急に呼び出され代わりに当直に入ったという経験がある。できる限り、ローテーションの中で、子どもに何かトラブルが起こった時など緊急時に対応できる人（加配）も含めてシフトが組める体制を検討してほしい。
児童自立支援施設にいた時も、そういうことが結構あった。当直の際、男子寮と女子寮にそれぞれ

れ2人ずつ正職員と非常勤職員の2人1組で寮に入っていたが、子どもにいろいろ問題が起こったり、ちょっと難しい子どもの対応をしている時に、職員がその子の対応にかかりきりになると、残された子どもたちの処遇が難しくなる。そういう場合には、就寝時間になるまで職員をプラスアルファして、フレキシブルにやっていた記憶がある。できるだけ職員についても可能な限りプラスアルファの部分を見込んで考えてほしいと思う。

【委員】

- ・ 18人という定員で考えた時、25人の職員が必要だと思うと、すごく多いという気が正直している。宮崎県中央児童相談所からすると、一時保護所の体制でこれだけの人数かと驚いている。ただ、新基準に合わせるとすれば、3人につき1人以上という形の職員配置に加えて、夜間も職員が対応するという事になればこれだけの人数が必要になる。

実際に開所した後、18人定員がすぐに埋まらず、子ども一人に対して複数人の職員が対応する形になるかもしれないが、それはそれで必要なことだと思う。子どもの安心・安全や子どもが不安な気持ちになる時に誰かが寄り添えるだけの余裕を持った職員配置というのが必要になると思う。職員数の数字だけを見ると多いという気もするが、これは必要な人数なんだという自信を持って事務局として説明をしてほしいと思う。

【委員】

- ・ 質問だが、必要な職員数はそれぞれ20数人ということだが、どういう職種を何割配置しなければいけないといった決まり事はあるのか。

【事務局回答】

- ・ 今回出しているのは、児童指導員と保育士の総数という形で出している。基本的に幼児には、それに相当する保育士、児童には、児童指導員という振り分けが必要だと考えている。

【委員長】

- ・ 職員数が多いといわれるみたいだが、3人につき1人で2交代であれば、6人を1人で見ないといけない。一時保護される子どもは、どんな子どもが来るかわからない。非行の子どもや虐待を受けた子ども、発達障害がある子どももいる。様々な課題を抱えた子どもを1人で見ると考えれば全然多くはない。

もう一つは、児童相談所の第三者評価をやっているが、その理事の何人かがこの国の検討委員会の委員に入っていて、これでは足りないみんな文句を言っている。新基準が十分というわけではなくて、それが最低基準ということ。そのため、これにプラスアルファがいるのではないかと考えている。

シミュレーションをする時間があるか分からないが、25人でどんな勤務体制が取れるのか、ちゃんと休みが取れて、研修も受けれて、なおかつ複数対応が取れるような勤務体制になるか、実際に、シミュレーションで3交代勤務をどのように回せるのかということ、人員要求する前にしといた方がよい。

もう一つ、定員は18名より多い方がいいと言いつけているが、定員が多いと、ギリギリまで一

時保護をしないと、満床のため一時保護を断るといったことがなくなる。レスパイトとしての利用も可能になる。ショートステイと一時保護の両方をうまく使い分けることで、児童相談所が関わるケースは一時保護所、こども家庭センターが関わるケースはショートステイといった使い分けができたりするかもしれない。

また、一時保護所は閉鎖的な空間なので、強制的に保護しなければいけなかったり、ある程度自由を制限してでも行動観察や治療をすることが必要な子どもたちを、ひどくなってから預かるのではなく、早い段階から預かれるような形にした方がよい。繰り返しになるが、定員が少ないとどうしても満床で断ってしまう可能性が高いので、多い方がいいのではないかと考えている。

ぜひ、報告書の中に定員は18人がいいと書いてほしい。

【事務局質問】

- ・ 18ページの勤務時間のところについて、東京の特別区の場合、3交代制が多くみられるが、宮崎市としては現在2交代制で考えている。夜間の勤務時間は夜間の職員配置になると思うが、今のところ夜間の勤務時間を17時10分から朝の9時50分までとして捉えているが、実際には子どもたちは17時10分に就寝するわけではないので、夜間の勤務時間が17時10分からと考えると、職員が手薄になるのではないかと心配している。どれくらいの時間からを夜間として捉えればいいのか目安があれば教えていただきたい。

【委員長】

- ・ 宮崎県中央児童相談所の消灯時間は何時なのか。

【委員】

- ・ 中央児童相談所の消灯時間は22時。21時くらいに終礼をして、22時になったら消灯すると伝えているので、その間部屋に戻って本を読んだりして過ごしている。

施設にいた時も、就寝時間に寝る子どもはいないので、少し窓を開けた状態で声が聞こえるようにして職員は待機をしていた。そういう意味で言うと、一時保護所の職員は本当に気が抜けない時間だと思う。夜間帯がというよりは、食事の時でも、一斉に食堂に行くかという一人が残る子どももいたりする。どうしても職員はこういった変則的な動きをせざるを得なくなる。夜間だけではないので、経験の多い施設などに、どういう形での勤務体制が子どもの安心・安全を確保する上で一番望ましいのか聞いた方がよいかもしれない。また、職員も可能な限り余裕を持って子どもたちを見守れるような体制を作らないといけない気がする。

【委員】

- ・ 宮崎県の児童相談所は、3か所とも夜間や土日祝日、正規の勤務時間以降は全て非常勤の児童指導員が対応している。しかし、子どもたちはなかなか落ち着かないので、正職員の児童指導員等が落ち着くまで日中の流れの中で引き続きしばらく残っている。子どもたちは職員が少なくなると落ち着かなくなるので、夜の職員と日中の職員との引き継ぎの間も、別の職員を中に入れて見てもらうような状況。なので、一時保護所の職員だけで対応しようとするとなかなか大変ではないかと思う。

【委員】

- ・ 例えば、飲食店等も含めていろいろな職場で早番・遅番とあるが、そういう体制をとると、また人が増えるといったことが当然出てくると思う。実際、日勤の人が遅くまで残るとするのは当然想定されることと思うが、そうならないように時間をずらした勤務ができればよいと思う。

【委員長】

- ・ 昔、一時保護所において、どこでトラブルが起こるのか、どの時間帯にトラブルが起こるのか全国調査をしたことがあるが、一番多かったのは自由時間で寝る前も結構多かった。消灯時間になっても部屋に入る入らないで揉めるということはよくある話。それを考えると、一番トラブルが起こりやすい22時で職員が帰るのは少し微妙かなという感じがする。それを考えると、23時くらいまでは少し手厚くしといた方がいいのではないかと。昼間は、児童心理司や学習指導員がいたりするの割と手厚いが、それが17時を過ぎて、児童福祉司や児童心理司の勤務時間が終わった後から寝るまでの間がちょっと手薄になる感じがするので、その部分は手厚くしといた方がいいのではないかと。

【委員】

- ・ 職員配置の薄い時の児童相談所しか経験がないので、トラブルばかりで痛い思いをしたことがある。早朝の時間帯に虐待で一時保護をした後に、親が奪い返しに来て、少ない職員がバタバタしてる時に見事に連れ去られてしまった経験や深夜に落ち着かなくなってパニックを起こした子どもに対して、夜間職員がうまく対応できなかったということもあった。

どのようなトラブルにも対応できるように、夜間も含めて本当に手厚く職員を配置してほしいということをお願いしたい。また、勤務する人の研修や資質というところにおいても、今後、宮崎市が設置する場合には配慮してほしい。ただ人がいればよいというわけではなく、児童心理司がいない時間帯でも、子どもの夜間の心理や行動についてきちんと理解をし、どう対応すればよいのかということ徹底して、研修する必要があると思う。

【委員】

- ・ 夜間帯は緊急保護が結構ある。そうすると、ケースワーカーは警察からの連絡を受けて迎えに行き、その後いろいろと聞き取りをする。その間に一時保護所に入るといことになるのでそれに対応する職員も必要になる。日中は事務所にケースワーカーやその他諸々の職員がいるので必ず人が手配できる。しかし、夜間はそれが全くできない。そういう意味では、夜間や土日祝日の一時保護所の職員体制こそ手厚くした方がよいと思う。

施設の時もそうだったが、職員がいなくなると子どもの試し行動が結構あるので、そういうことを考えると、一時保護所の職員がそれで疲弊してしまわないようにしなければならない。事務所からの応援が頼めない夜間帯などに職員の手当てをできる限り厚くしていく必要があると思っている。

【委員長】

- ・ 追加だが、一時保護所職員による虐待も全国的には何年かに1回は起きている。全国的にいうと、夜間勤務専門になると夜間だけの勤務になるため3日に1回泊まりがある。子どもの対応が難しいため、なかなか職員の応募が少ない状況。そうすると、研修も正職員ほど十分ではない中で

不適切な対応が起こってしまう。正職員でも起こってしまうが、会計年度任用職員だと余計にそのリスクが高くなるので、人数だけではなく質の担保もぜひお願いしたいと思う。

02 児童相談所の設置場所及び周辺環境の考え方

【委員長】

- ・ 車を持っていない可能性が高いのは生活保護受給者。生活保護を受けている間は基本的に車が持てない。特に児童相談所が担当するケースの中にはそういう方も結構多いと思うので、交通の利便性というのはとても大事だと思う。

【委員】

- ・ 場所については、こども家庭センターとの連携において、どういった機能を持たせるかが重要になってくると思う。現状は県内に3か所児童相談所があり、以前、関わって施設に入所した子どもの中には都城市から来ている子どももいた。それを考えると、いつでも駆けつけてもらえる、いつでも児童相談所の職員に相談に乗ってもらえるというのは、民間団体にとっても非常に重要だと感じている。

【委員】

- ・ 考え方としたら、これでいいと思う。形として、こども家庭センターと児童相談所は同じ敷地内に併設するという理解でいいのか。その際に、27ページの青丸の中に候補地となるような土地はあるのか。

【事務局回答】

- ・ 場所については、これから庁内の各部局で協議をして絞り込んでいく必要がある。そもそも、市としては利便性が重要だと考えている。先ほどお示しした通り、こども家庭センターにおいては、母子保健分野だとアウトリーチとしてこんにちは赤ちゃん事業で全域を回っている。これだけの市域になるので、そういった職員側のことも含めて考えていく必要があると思っている。拠点としては、ランドマーク的なところもあると考えているので、あらゆる要素から場所は考えていく必要がある。

【委員】

- ・ 場所としては、この青い円の部分が理想的だなと思うが、現実的にそれだけの敷地が確保できるのかが懸念される。

ただ、本当に交通弱者の方も含めて、いろんな方が利用をする。公共交通機関がそれほど発達していない宮崎であれば、車で来る方が多いと思うが、生活保護受給者や子育てが大変で車もない人などが、徒歩やバス、電車を利用することになると考えると、バスなどの便数が多いこの近辺になってくると思う。現実的には、かなりハードルがいろいろあると思うが、なるべく利便性の高いところに絞られていくことを望んでいる。

【委員長】

- ・ 児童相談所とこども家庭センターは同じ建物ではなく、同じ部屋の方がいいと思う。今、国が児童福祉司等を増やすよう進めているため、全国的に児童福祉司がどんどん増えている。そのため、想定されてる人数よりも余裕のある部屋を作らないといけなくなり、相当大きな建物になる気がしている。

別の児童相談所では、職員が増えすぎてしまい、児童福祉司と児童心理司が同じ部屋にすることができず、児童心理司が別の部屋に移ったところもある。その結果、一緒の部屋の時には何気なく入ってきた情報が、部屋が別になっただけで、情報量が格段に減ってしまったと聞いたことがある。それを考えると、同じ部屋がいい気がする。

もう一つは、12 ページのアセスメント部分はこちらでいいと思うが、継続的な支援や訪問かつ相談も受けるといったところをこども家庭センターの役割とすると、中心部ではなくもっと身近なところにあった方がよいと思う。繰り返しになるが、場所とすれば本当にこのエリアであったらいいかと思う。

【委員】

- ・ 27 ページの青丸の範囲から離れてしまうが、例えば、南宮崎駅周辺にビルを建てて、屋上に庭園みたいなものを作って、駐車場もビルの中に入れてといったことはできないか。

【事務局回答】

- ・ あくまで場所として、そういう考え方はあるかなという気もする。利便性で言えば、青丸の範囲に次ぐ利便性の高い場所と思う。
子育て支援センターの配置状況も加味していかないといけないと考えている。来られる市民を第一に考えていければと思っている。

【委員長】

- ・ 設置場所については、市民もかなり関心が高いと思う。なおかつ、交通の便が良くて、駐車場がたくさんあって、といういろいろな条件がある中で、市有地を探すとなくなかなか大変かもしれない。委員会としては、このエリアでいいのではないかという結論が出たということを報告書に書いてほしい。

【委員】

- ・ 一時保護所では、どうしても無断外出する利用者も想定されるので、様々な問題を想定して、考えてみた方がいいかと思う。

【委員長】

- ・ 児童相談所業務の経験がない宮崎市の方ですので、その様々なことを考えることが私たちの仕事だと思う。

【委員】

- ・ 職員の人数については、先ほど結論が出たが、職員の負担を考えると多ければ多い方がいいと思

っている。その中で、2交代制、3交代制のどちらがいいのかと言った時に、職員の就業環境を整える必要があると考えている。また、引き継ぎについても、子どもの心理的な状況は、その時々で変わっていく。引き継ぎの体制も必要なのではないかと感じた。夜間になると不安感を抱く子どもが多いような気がしている。

設置場所については、この範囲内だったらすごくいいのではないかと考えている。

【委員長】

- ・ 勤務体制の話に戻ると、2交代を3交代にして、13時頃に出勤し、22時過ぎまでの勤務を作った方がいいのかもしれない。午前中は学習の時間で、学習指導が入るため、子どもたちも一定数は学習室に入っている。入りきれない子どもについてのフォローは職員がするとしても、学習の時間に学習をすることで子ども自身にもメリハリがつけたり、生活リズムができたりするので、比較的学習の時間は大人しく入っている。また、学校の授業とは違って、基礎学習からしていくので、分からなかった九九を覚えたり、分数の考え方が分かるといったようなキャッチアップにとてもいい。午後は大体運動をすることが多いので、そこから入って22時過ぎまでという勤務を組んだ時に、ローテーションが回るかはやってみないとわからない。ぜひ、シュミレーションをしていただければと思う。

【委員】

- ・ お手元に、「兵庫県明石市におけるこどもの意見表明支援制度」という資料を配布させていただいた。

この先生は、弁護士として前明石こどもセンター相談支援担当課長をし、今は奈良市に移られている。この資料は去年の子ども関係の勉強会で配布されたもので、連携の部分について紹介しようと思い今回配布した。

特に、10/28と書いてある下の部分「制度ができるまでの経緯」というところで、これはどのようにして弁護士と共に意見表明支援制度を構築していったかという説明部分。最初に協議を行い、その後11/28の上にあるように、事例検討を弁護士と共にワークショップ形式で実施している。それによって弁護士と児童相談所職員との連携が深まり、今、子ども担当弁護士制度も含めて、意見表明支援制度が構築されている。

これは、弁護士と児童相談所との連携という意味での報告だったが、これからは、民間団体を育てていかないといけない状況においては、このワークショップ等を行って民間団体と連携を深めていくというのは非常に有効だと思う。弁護士だけではなく、例えば、いろんな施設の方々とワークショップ等を行ったうえで、制度を構築していくというのは重要。

顔が見えるか見えないかというのは非常に大きいように感じている。常勤弁護士の先生が、普段から接触があるだけで、気軽に相談できる連携ができていると話していた。常に弁護士がいるということだけで、気軽に相談してみようという形が、職員間でも生まれてくると思う。様々な団体と顔が見える環境をどのように構築していくかは非常に重要だと思い、この資料を配布させていただいた。

もちろん、子どもの意見表明支援制度もだが、それを超えての連携という意味合いで、児童相談

所が施設にある程度任せることによって、児童相談所の職員の就業環境も変わっていく気がしている。

【委員長】

- ・ 国が描いているこども家庭センターのイメージや機能も同じで、民間を育てて民間の資源を手厚くしていくことで、在宅支援を進めるという感じのことだと思う。

先ほど、ワークショップの話が出たが、児童養護施設とワークショップをしたらいいと思う。これからのことなので、どんなふうにしてほしいか、どんなことができるかということをお互いに言い合える。それであれば、児童相談所設置前に市でもできることがありそうな気がする。

いくつも施設を要保護児童対策地域協議会に入れるよりも、例えば、中学校長会や保育所連盟の会長などグループの代表が入ってもらえることが多いと思う。みんなで話し合えるようなワークショップがいいのではないかなと思う。

【委員】

- ・ 顔が見える関係というのは本当にとっても大事だなとつくづく思っている。
これから先、ワークショップもとても大事だと思っている。行政の立場からすると、弁護士だけではなく、警察や検察など会議で顔を合わせることはあるけれど、どんな考え方を持っているのかは、具体的な事例に基づいて、いろんな意見をもらうことによってわかってくる。恐らく将来的には、児童相談所の一時保護や立ち入り調査など様々な強制権限が出てくる中で、警察との連携は当然組み入れていかないといけない。それだけではなくて、日常的なDV家庭の心理的虐待の通告に対して、どういう考えで警察は動いていて、それに対して児童相談所はどういう期待をされ、どんな動きをするのか。事件化した時を考え、検察のことも知っておかないといけないし、逆に検察にも知ってもらわないといけないことが出てくると思う。そういったことを考えると、様々な立場の方と早めにネットワークを作り、勉強会の中に巻き込んで一緒になって考えていくということをするべく早くやった方がいいのではないかなと思う。

【事務局回答】

- ・ 参考にさせていただき、やれるところからやっていきたいと思う。

【事務局質問】

- ・ 12ページについて、現在は、こども家庭センターで通告を受ける方が、市民にとっても通告しやすいのではないかと考えている。一方で緊急度の高い通告があった場合などは、最初から児童相談所が通告の窓口という形で受けた方がいいのではないかなという意見もあると思っている。

そのことを踏まえ、通告の窓口については、受けやすい環境を整える方がよいのか、緊急時にすぐに対応できる児童相談所で受けるべきかについてご意見等伺いたい。

【委員】

- ・ スキームを見た時に、こども家庭センターはエリアなど範囲が広いので、その中で虐待も含めて全てここで受けるとなると大変ではないかと思った。一方で、同じフロアにいたら、緊急度の判断も含めて、そこで協議をすることはできると思う。

ただ、夜間や土日祝日に緊急ですぐ動かないといけないというものは189に入り、東京のコールセンターから担当の児童相談所に回ってくるので、緊急を要するものについては189へということ、ずっと周知していく形にした方がいいのではないかと。

緊急かどうかは、電話を受けた個人では判断できない。経験とある程度のアセスメントをする中で、判断していかないといけない。そこについては、緊急受理会議で判断できると思うので、入口の部分についていうと、何が緊急で何が重篤かということ判断するのはなかなか難しいのではないと思うので、窓口は一本化しておいて、内部の中で、できるだけ早く初動対応ができるように、通告がきたらすぐにこども家庭センターと児童相談所で緊急受理会議をして、その段階で判断すればよいと思う。押し付け合いになって、電話がたらいまじになることが一番いけないので、最初の一報はこども家庭センターでいいのではないかと。

【委員長】

- ・ 大事なのは、窓口がどこというよりも、傷や痣を見つけた時に、子どもの所属機関等に対して、子どもに傷や痣があり、虐待が疑われたらすぐ連絡してくださいということを徹底するのが大事ではないかと思う。

もう一つ、福岡県の宗像市では、保育園に入る親に対して、年度初めの4月にチラシを配布している。「こういうことが虐待になりますので、虐待をしないようにしましょう」ということと、「これを見つけたら、保育所から市の方に連絡します」ということを、保育所に入っている親に配布している。

市民啓発として、市の広報でも11月は虐待防止月間ということ周知していると思うが、それよりも、学校や保育園から保護者に対して、こういうことが虐待になるので、悩んでるなら一緒に考えるので連絡をして欲しい、学校や保育園でそういうことが疑われた場合には市に連絡することになっている、といったことを広報した方がいいのではないかと。そうすると市民啓発にもなるし、親から学校や保育園が市に言ったと言われることもなくなるのではないかと。これは、児童相談所を設置していなくても全然できる話なので、そういうことから虐待の認識を広めるということと、市とすれば、学校や保育園も含めて、そうならないように応援しますよというメッセージと、そうなった場合は、市が動くことになる、ということを伝えるための取り組みを実施してはどうか。伝えていくようなことを取り組まれたらいいと思った。

【委員】

- ・ 以前、子ども自ら虐待されてると相談をしてきた事例があった。その子どもは、こういうことがあったらここに電話をしなさいと書いてあるカードを学校でもらっており、それを大事に持っていて、こういうことがあったら電話しようと思って電話をしたようだった。予防的な意味と早めの相談につながるように、関係機関や子どもが所属する機関も含めて、もっと啓発していく必要があるのではないかと考えている。

【事務局質問】

- ・ 関係機関との連携といったところで、関わりとしては少ないが、家庭裁判所との連携といったところも考える必要があるのか伺いたい。

【委員】

- ・ 2025年から、一時保護については司法審査が入るようになるので、その点についての連携は必要になってくると思う。
今後の流れについては、現在、弁護士会と最高裁の家庭局とが協議をしているところだが、家庭局の方で大体の流れについては、すでにインターネットに掲載されていると思う。

【事務局質問】

- ・ 中央児童相談所としては、家庭裁判所との連携を以前からしていたのか。

【委員】

- ・ 連携という意味で家庭裁判所が関係機関を集めて、少年事件や家事事件を含めて会議を行っていた。そういう場としては、家庭裁判所も設けているので、児童相談所が主体になってやらなかったとしても機会はあると思う。

【委員長】

- ・ このような連絡会は、やりたいと言った人が声をかけてすればいいだけの話。児童相談所を作るので、いろいろと教えてくださいと言えば、これから先、長い付き合いが始まるので協力してくれると思う。今はすぐは必要ないかもしれない。
弁護士会では既に何かやっているのか。

【委員】

- ・ まだできてない。今後、協力関係を築いていければいいかなと思っているところ。
そういう意味で少し気になったところが、県と市の窓口の連携というの、今後しっかりと築いてほしいと思う。管轄の問題が出てくると思うが、そうした時に、居住地などで管轄を決めるような関係ではなく、しっかりと県と市の間で連携を組んで、どういった連絡体制を取るのかなどの構築というのは非常に重要だと思う。運営指針を読んだ時に、県をまたいだ管轄の問題で悲惨な事件が起こり、それ以来、運営指針も大幅に改正されたというふうに記憶している。管轄の問題で、たらい回しが一番の問題なので、それだけは避ける必要があると感じている。

【委員長】

- ・ 窓口の一本化について、児童相談所と子ども家庭センターが入る建物について別称を付けるのか。何か愛称のようなものを作るのであれば、そこが窓口ですと言えばいいだけの話。

【事務局質問】

- ・ 福岡市の児童相談所に話を聞いたところ、ケースワーカー一人当たりの持ってるケースは比較的少なく、理由としては、今でいうところの子ども家庭総合支援拠点の方がすごく頑張ってるからと聞いている。そっち側にできるだけ力を寄せるような、取り組みの仕方があったりするのか伺いたい。

【委員長】

- ・ 世田谷区は、ケースワーカー一人当たりの持つるケースは 20 件と言っていた。児童相談所は何をするかという、アセスメントと難しいケースばかり。アセスメントシートで、このレベルまでは、地域で継続的な支援をする。初期対応とアセスメントは児童相談所で、特に多いのは、警察からの面前 DV での通告などが半分以上を占めている。それ以外の泣き声通報や傷があった、ネグレクトが疑われるなどが残り半分なので、そこを二つに分けてるところもある。児童相談所がしっかりと初期調査をすることと、重たいケースを見るということ。

継続的に見ないといけないのは、自分から来ない人で、そういうケースには、児童福祉司指導を行い、来なかったら児童相談所としては次の手段として分離を考える。初期調査、継続指導の児童福祉司指導と施設や里親に分離中の子どもの支援ということが児童相談所が担う部分で、在宅支援についてはほとんど市がしていた。同意に基づく支援だったら、児童相談所と一緒にやってやらなくていい。同意に基づく支援の中で危なくなった場合に、同じ組織の中なので、すぐに情報があがってきて、そこでバトンタッチをして児童相談所が出ていくという形。

私が思ってる基礎自治体が児童相談所を持つ一番のメリットは、そこだと思っている。二重サービスにならなくてもいいし、押し付け合いにならなくてもいい。

それと、里親支援の場合は、2 か月に 1 回は子どもに会いに面会に行っている。それぐらい密にサポートができており、フォスタリング機関の里親の支援も別の機関がしているし、どの里親に委託するかという決定は児童相談所の組織として責任を持つ。その後の継続的な支援として、里親のところサポートに行くのは、里親のサポートと里子のサポートと実子のサポートと 3 人が必要。その人たちが、最初 1~2 か月くらいは毎週 1 回行く、その後は 2 週間に 1 回、1 か月に 1 回とだんだん間を空けていく。フォスタリング機関を中心にサポートをしながら、児童相談所の児童福祉司は 2 か月に 1 回は子どもに会いに行く。そこで、子ども自身がどんなふうにも思ってるか子どもの意見をちゃんと聞くのが児童相談所の役割といったそんな仕組みが一番いいのではないかと思っている。

【事務局質問】

- ・ 児童相談所ではなく、こども家庭センターに力を入れたいと思っているが、その機能を充足させようとすればするほど、多くの職員が必要になると思う。一方で、国では基準定数があり、それ以上に職員が必要だということを、どのように訴えかけていけばよいか悩ましいと思っている。
ただ単に人員要求をしても難しいと思っているなかで、先進地はどのようにして多くの職員を張り付けられるのかというところが分からないのでお伺いしたい。

【委員長】

- ・ 福岡市は人員確保について、10 年近くも議論をしており、結果、児童福祉司と市職員の併任を出している。児童相談所の職員として配置されている職員を市の併任として、週に何日かは市で仕事をするといった形。

実務的にいうと、児童相談所の職員でありながら継続支援でいける部分は市です。

児童相談所は虐待が終わったらすぐに切りたがる。しかし虐待じゃないが、家族に困ったことがある場合のサポートは児童相談所ではできないので、家族支援に関してはこども家庭センター等がしっかり担わなければならない。

虐待か虐待じゃないか、もちろん危険度が高いか高くないかも必要だが、危険度がそんなに高くなくても、家族に支援ニーズがあるかどうか、家族の支援が必要かどうかという2段階のアセスメントをする必要がある。支援が必要なケースは、ポピュレーションまで含めた支援を担当してるこども家庭センターが持つため、この部分も手厚くすることが必要。子ども家庭総合支援拠点は、児童人口別に職員配置が決まっているのと、プラス虐待対応件数で職員配置が決まっているが、これを引き継ぐと言いながら、こども家庭センターは職員配置を決めていない。

しかし、基本的に子ども家庭総合支援拠点の児童人口プラス虐待対応件数で算出した職員数より減らしては駄目だと思う。ただ、それでは足りない。現場感覚からすると、児童相談所の職員と同じぐらい、もしくはそれ以上にこども家庭センターの職員を増やさなければいけないと思っている。その点についても報告書に書いてほしい。

【委員】

- ・ 児童相談所が全部抱えて、全部やるという形は、どんどん変えていかないといけない。むしろ市町村を育てて、市町村でそういう支援ができるような体制を作っていかなければいけない。そうしないと、児童相談所がパンクしてしまう。

宮崎市が児童相談所を設置したときに、宮崎市の児童相談所がパンクする状況は避けなければいけない。そのためには、以前から言っているように、こども家庭センターはもちろんのこと、子どもを受け入れる団体をどう育てていくかということが非常に重要になってくる。

【委員長】

- ・ 子どもの居場所は、子ども食堂のように自発的にされたところもあるが、行政としても積極的に作っていくことを考えてたらどうか。

【委員】

- ・ 先ほどの福岡市の併任という話がとても興味深かった。確かに、児童相談所も職員が必要で、できるなら基準数よりもっとほしい。一方で、こども家庭センターも事業が増えれば、そちらにも人がいる。それだけの人数を宮崎市として人事で配置するのはさすがに無理があるのではないかとしつつ、併任であれば、そこは変わらずできるというふうに納得した。

そこから先は、宮崎市の人事の中でどう判断されるかになると思うが、人が増えることを私たちも含め、外部の人間としては喜ぶたいと思う。やっぱりできるだけ児童相談所も手厚くしてほしいし、こども家庭センターも手厚くしてほしい。